

「建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則に  
ついて（改正案）」に対する意見募集結果とそれに対する県の考え方

意見募集期間：平成26年5月26日（月）～6月9日（月）

意見提出件数：2件（1人）

意見概要	県の考え方（案）
<p>・（危険な空き家があり、台風時期は大変怖い、撤去にいたっていない。）景観支障防止条例施行規則となっていますが、「景観」から「生活妨害」へ改正願います。</p>	<p>本条例は、景観の観点から建築物の状態を制限することを目的としているものであり、その趣旨から「建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例」としております。</p> <p>なお、いただきましたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>・県の今回の改正（案）は70m以内の住民3分の1以上と考えられていますが、「30m以内」で改正をお願いします。本当に困っているのは近所住民です。又地元自治会長からの申し出も必要と思われれます。</p>	<p>本規則の改正内容は、私権を制限することになることから、慎重な議論が不可欠と判断し、和歌山県景観審議会や法律の専門家の意見も踏まえ定めさせていただきました。</p> <p>また、一定の地元合意を要請要件としていることから、地元自治会長からの申し出は不要と考えております。</p> <p>ご理解いただきますようお願いいたします。</p>